

第 38 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和 2 (2020) 年 12 月 23 日 (水) 15 : 30 ~

場所 県庁舎本館 8 階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

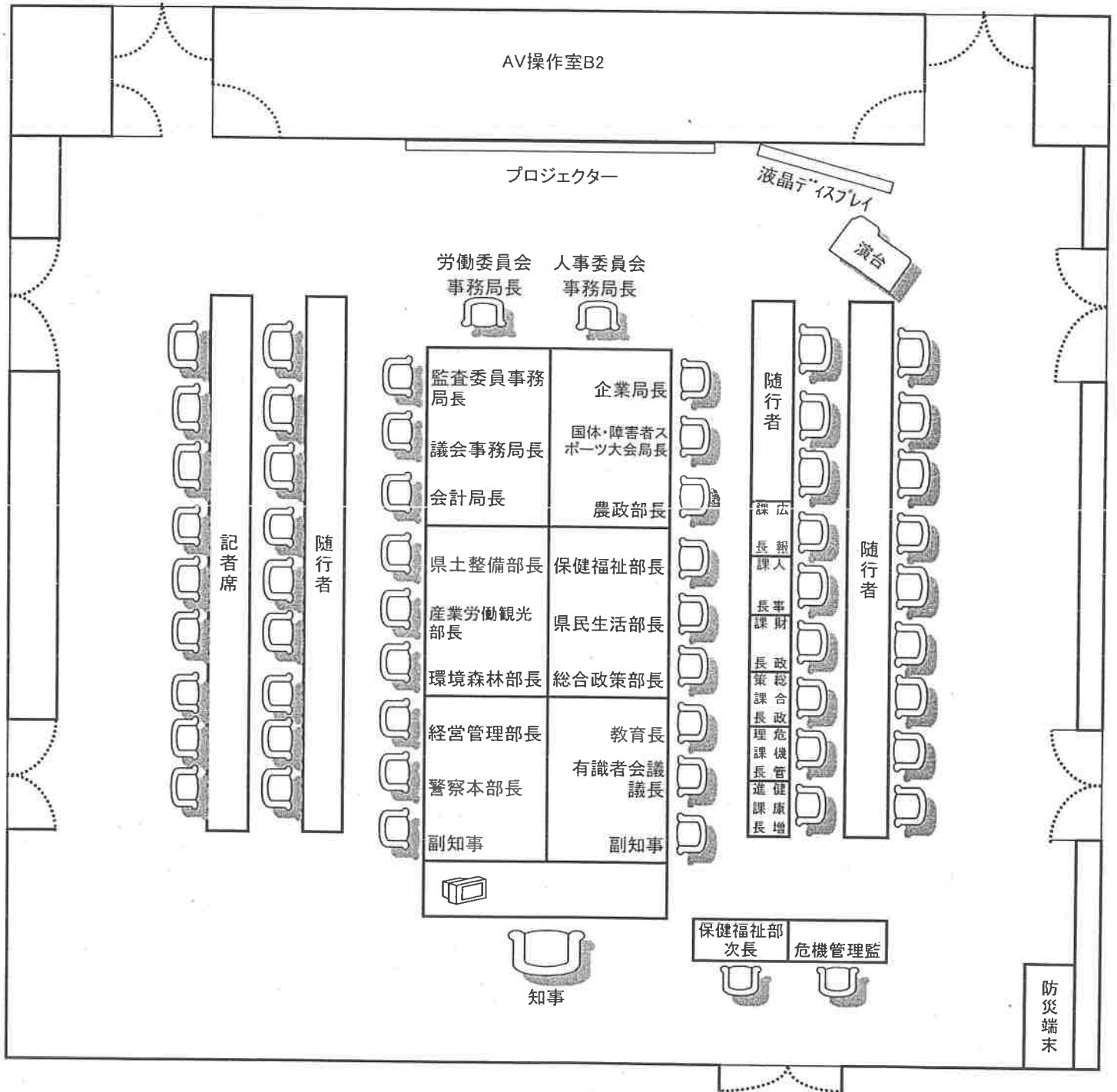
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

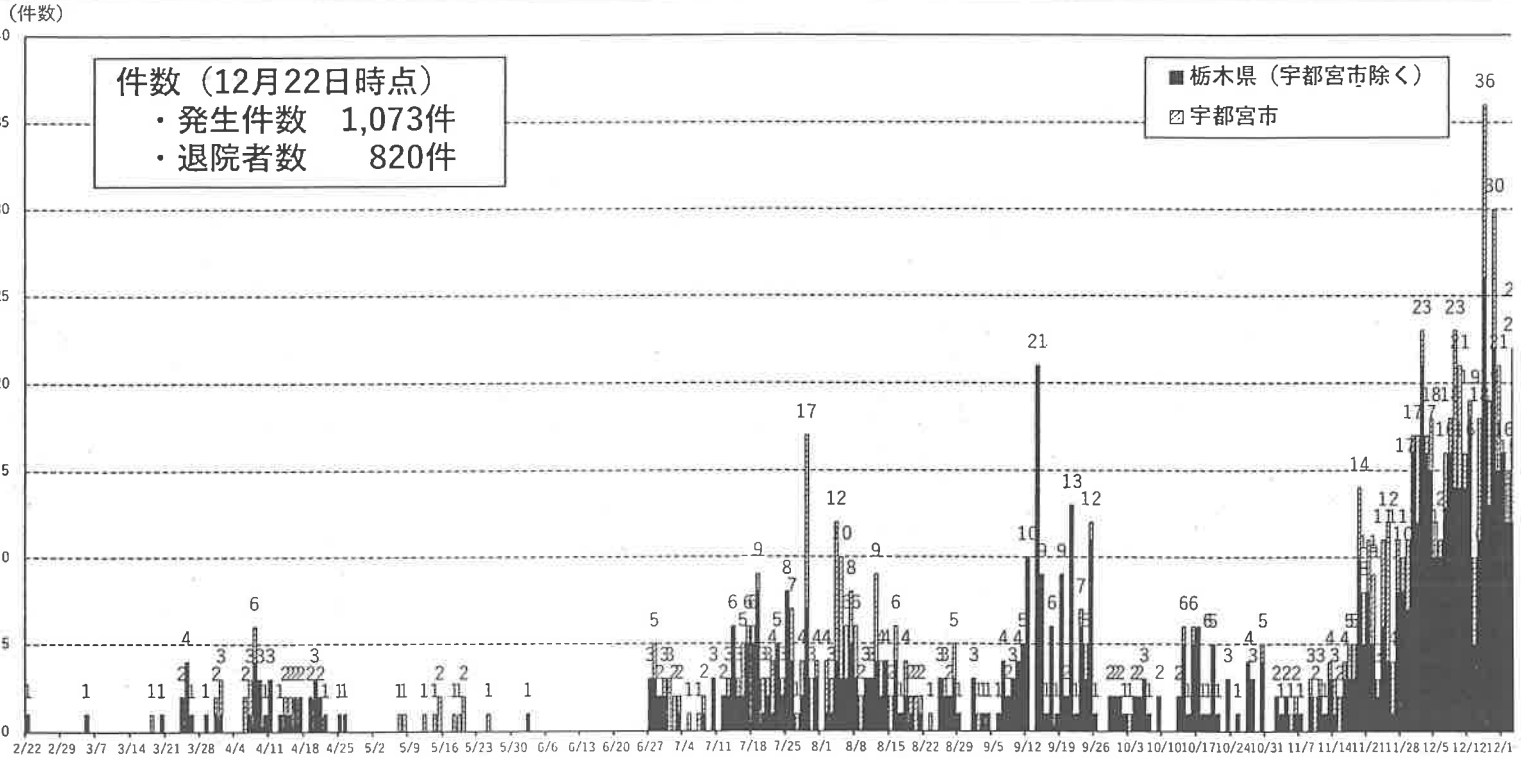
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健福祉部次長	関本 充博	
栃木県新型インフルエンザ等対策有識者会議 議長		稲野 秀孝

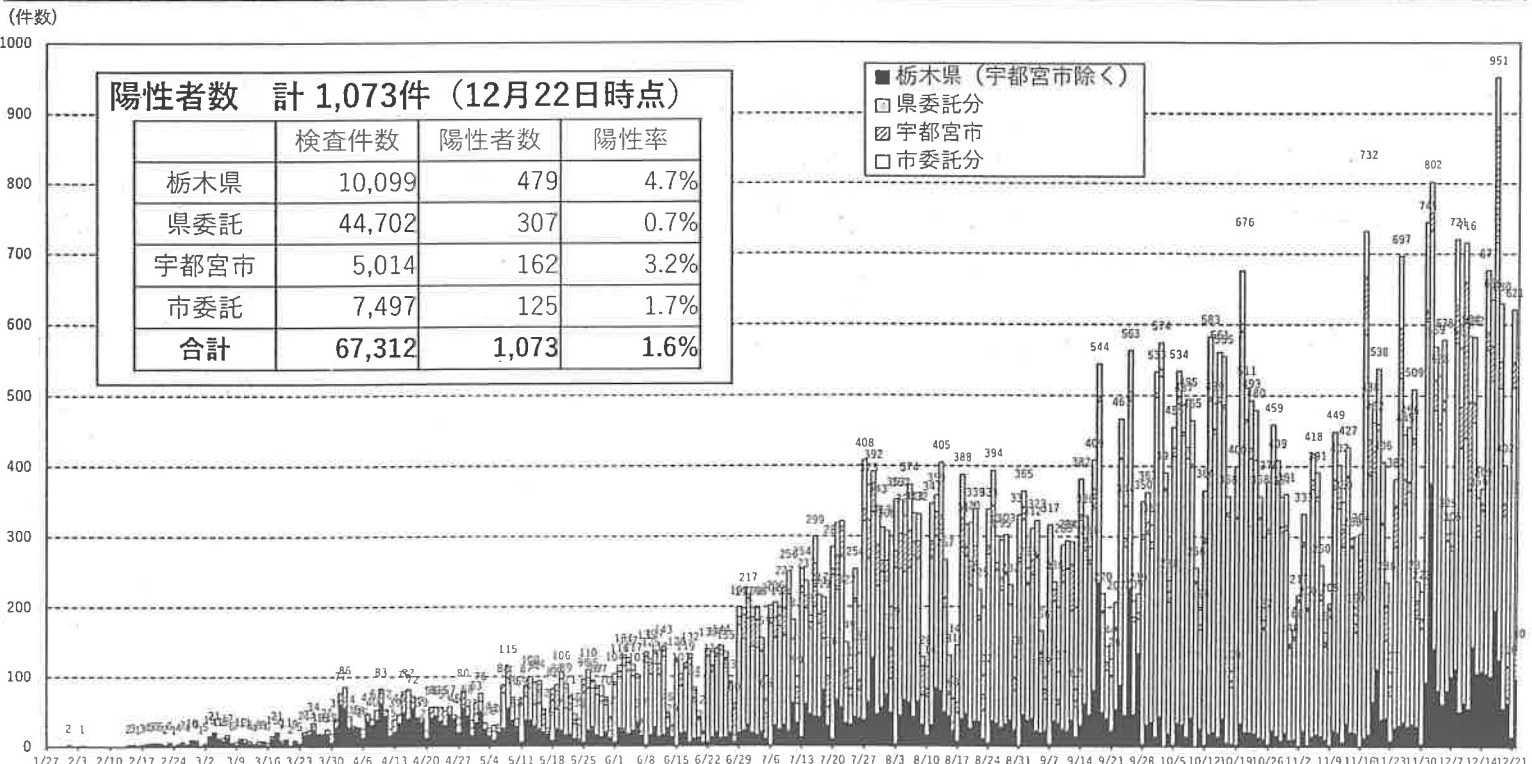
本部会議座席表(危機管理センター本部室)



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数



警戒度モニタリング状況等について

1 警戒度指標の状況（令和2（2020）年12月22日現在）

指標	現状		警戒度
新規感染者数（直近1週間）	147人	12/16～12/22	特定警戒
新規感染者数（直近1週間と先週1週間の比率）	1.0	12/16～12/22:147 12/9～12/15:143	感染拡大注意
感染経路不明割合（直近1週間）	40.1%	12/16～12/22	感染嚴重注意
検査陽性率（直近1週間）	4.2%	12/16～12/22	感染拡大注意
病床の稼働率	42.8%	12/22	感染嚴重注意
重症病床の稼働率	29.3%	12/22	感染嚴重注意
確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	42.4%	12/22	感染嚴重注意

- 新規感染者が過去最大レベルになっている。
- 病床の稼働率及び確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合が特定警戒レベルに近づいてきている。

2 国内の発生動向

- 全国の新規感染者数は、一度高止まりした後に、直近で増加に転じており、過去最多の水準が続いている。
- 60才以上の新規感染者割合の上昇も見られ、今後も重症者の増加はしばらく続くおそれがあり、死亡者数のさらなる増加も懸念される。

【12月16日新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料より】

3 近隣都県の感染状況

直近1週間の陽性者数（～12/17、対人口10万人（前週差））

栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
7.55 (+1.3)	5.80 (+2.8)	5.94 (-1.7)	15.09 (+4.1)	16.03 (+1.2)	28.45 (+5.6)

【厚生労働省HP「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6指標）」より】

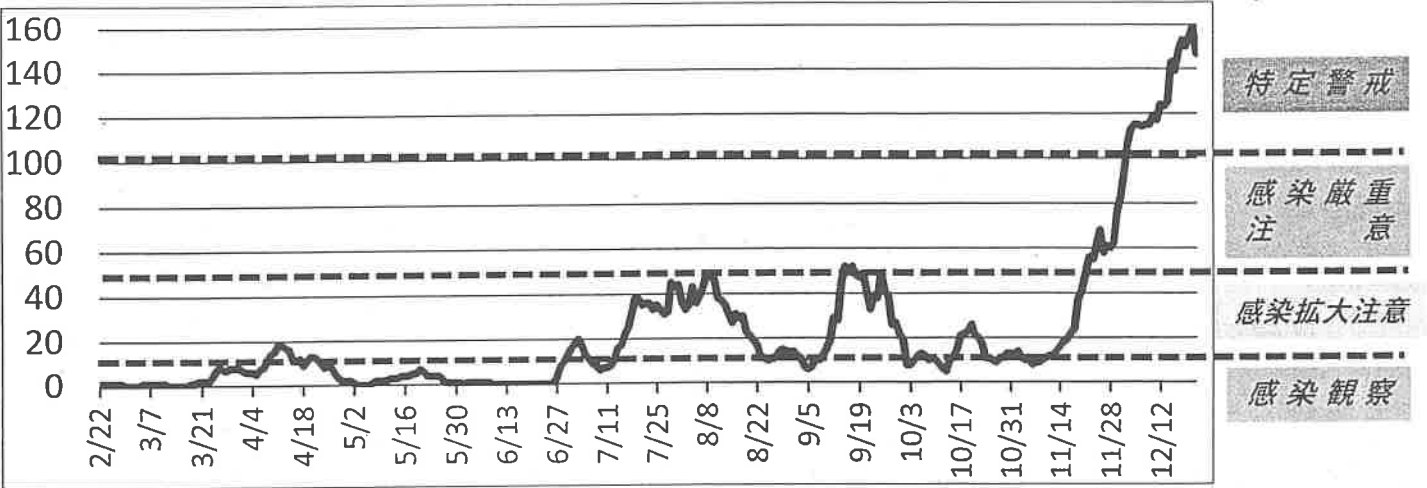
4 評価

- 複数のクラスター発生や、継続的な新規感染者の確認、新規感染者からの感染の広がりなどにより、新規感染者数の指標が特定警戒レベルにあるものの、医療提供に関する指標は感染嚴重注意レベルにあることから、全体の警戒度レベルは「感染嚴重注意」を維持する。
- しかしながら、警戒度レベルが「特定警戒」にさらに近づきつつあることを踏まえた対策の強化が必要である。特に、医療提供体制への負荷が増大していることから、「医療危機警報」を発し、年末年始における医療危機を回避するための要請を行う。

感 染 状 況

新規感染者数 (直近 1 週間)

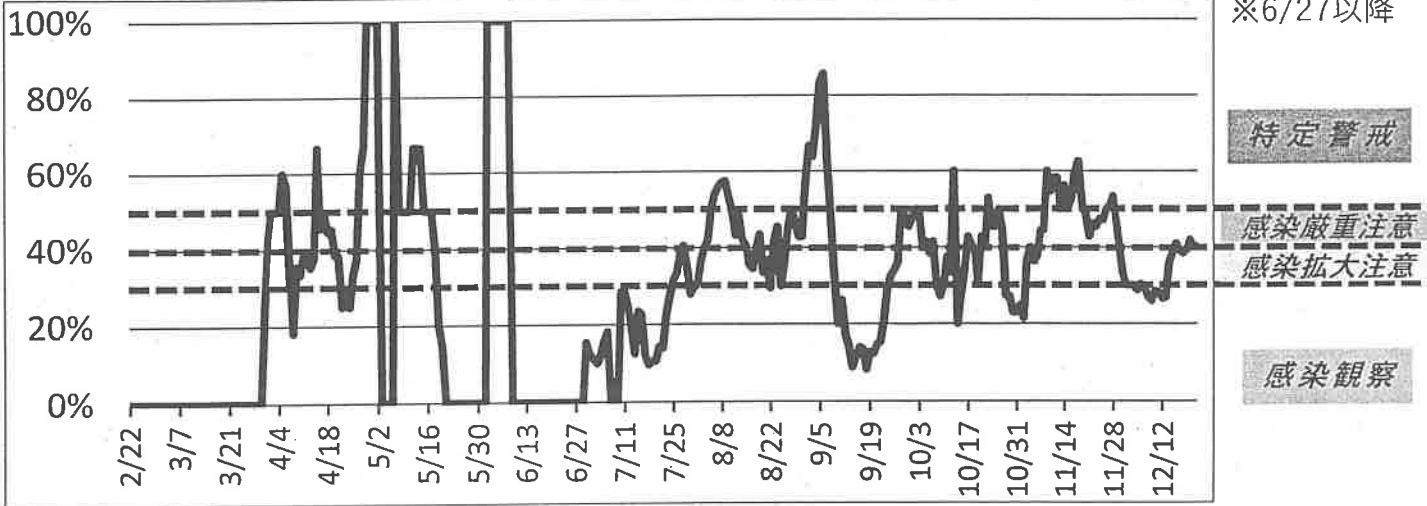
現在値 147人(12/16~12/22)
過去最大値 159人(12/15~12/21)



感染経路不明割合 (直近 1 週間)

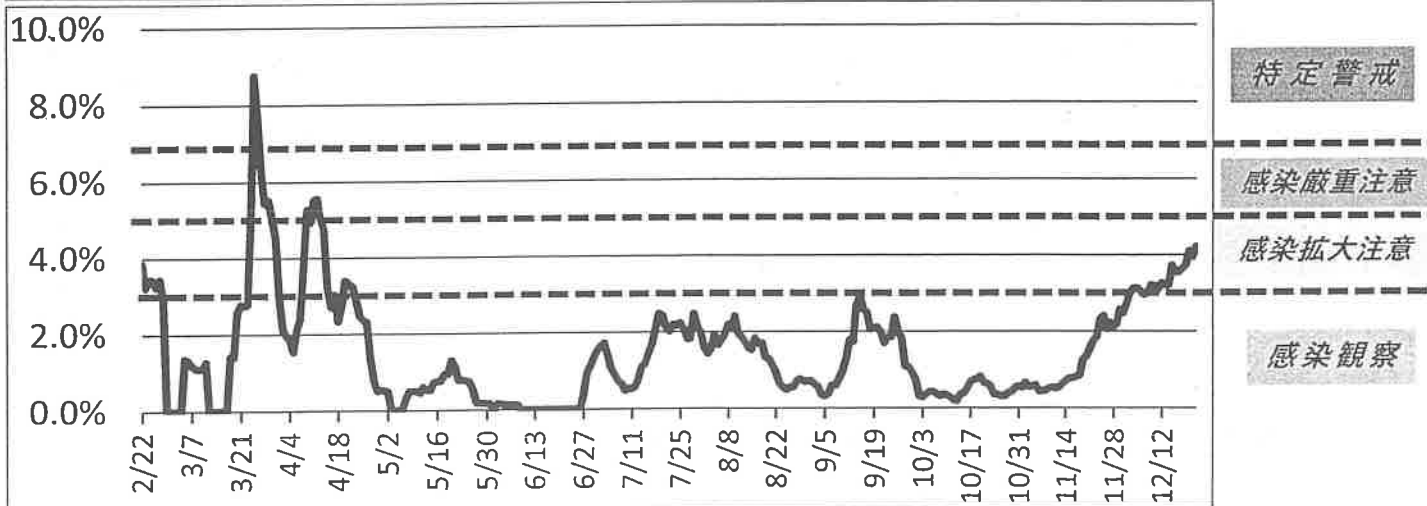
現在値 40.1% (12/16~12/22)
過去最大値 85.7% (8/31~9/6)

※6/27以降



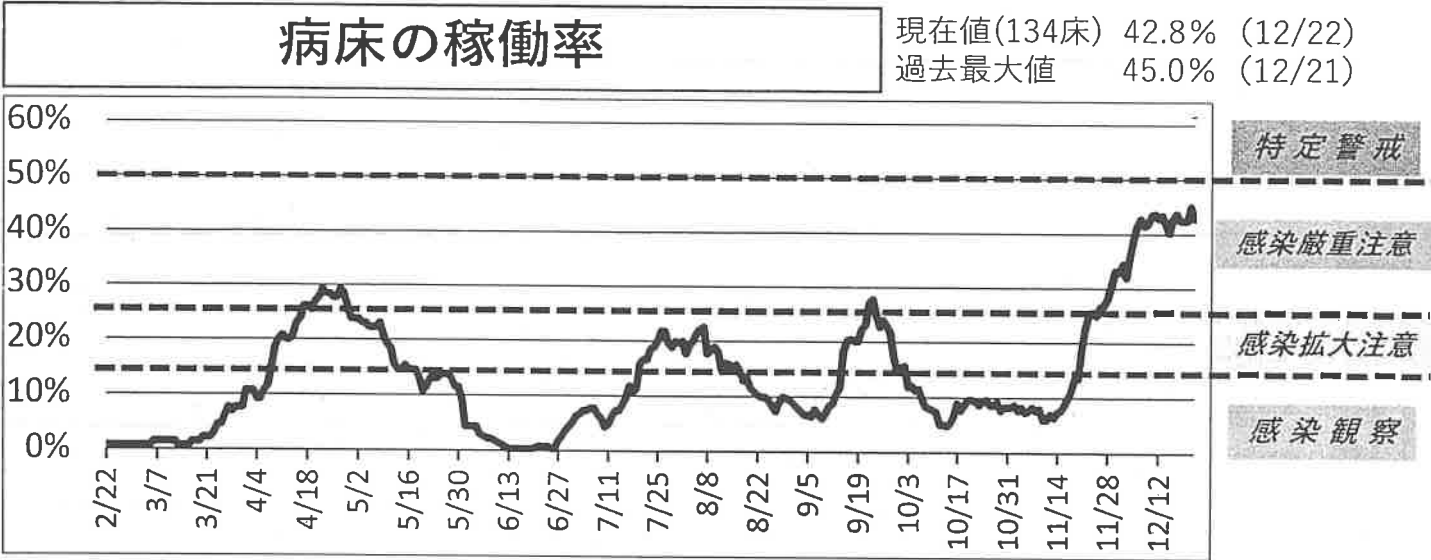
検査陽性率 (直近 1 週間)

現在値 4.2% (12/16~12/22)
過去最大値 8.8% (3/19~3/25)

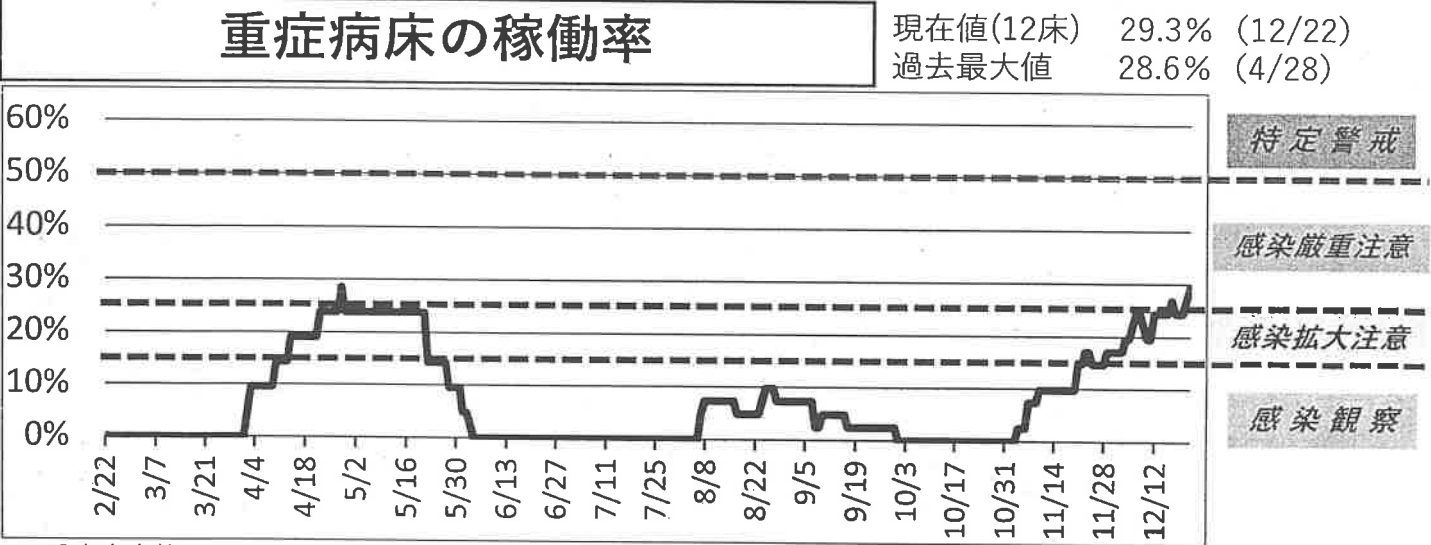


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

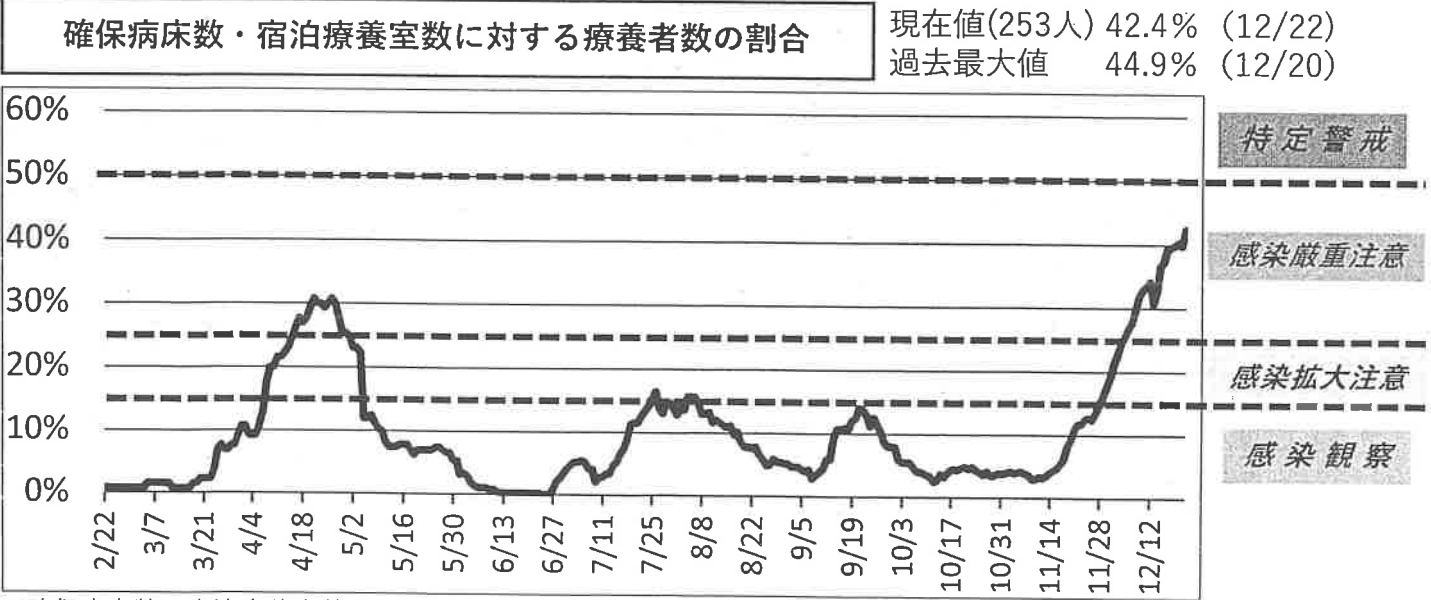
医療提供体制



※受入病床数：5/31までは130床、6/1から271床、8/8から311床、9/16から313床
 ※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。



※重症病床数：5/31までは受入病床130床のうち21床、6/1から受入病床271床のうち41床、8/8から受入病床311床のうち41床、9/16から受入病床313床のうち41床
 ※6/21から利用病床数には、空港検疫・県外で確認された陽性者による病床利用を算入しています。



※確保病床数・宿泊療養室数：5/4までは130床・室、5/5から241床・室、6/1から381床・室、8/8から422床・室、9/8から595床・室、9/16から597床・室

新型コロナウイルス警戒度基準

○県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
 ○感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
 ⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
 ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度に関する判断基準

指標	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考	
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満	147人 (12.16-12.22)	159人 (12.15-12.21)	感染嚴重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人(新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミング)とした
	新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比率	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下	直近147人 先週143人 比率1.0	-	
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	40.1% (12.16-12.22)	85.7% (8.31-9.6)	過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満	4.2% (12.16-12.22)	8.8% (3.19-3.25)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	42.8% (12.22)	45.0% (12.21)	受入病床数：313床(9/16現在)
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	29.3% (12.22)	28.6% (4.28)	受入病床313床のうち 重症病床数：41床(9/16現在)
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	42.4% (12.22)	40.4% (12.20)	確保病床数・宿泊療養室数：597床・室(9/16現在)

各警戒度の状況(イメージ)

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床逼迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定(推定)できない者の増加や複数のクラスター発生、病床逼迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定(推定)できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。

警戒度に応じた行動基準

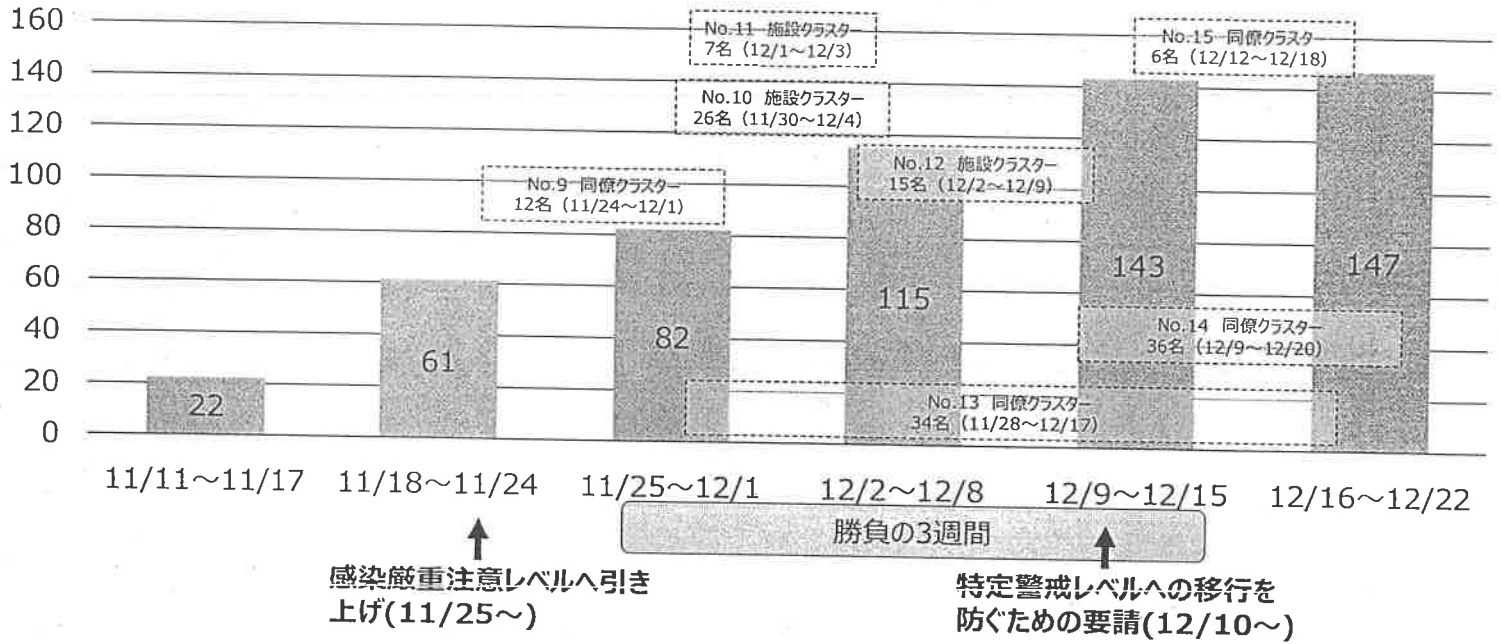
■県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。

項目	特定警戒	感染嚴重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
県民への要請	【法24⑨、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24⑨による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛(時間帯や飲食店の特徴を考慮) ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24⑨による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24⑨、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請(※条件付での除外もあり得る) ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24⑨による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24⑨による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業 又は 分散登校	分散登校 又は 通常登校	通常登校	通常登校

※ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

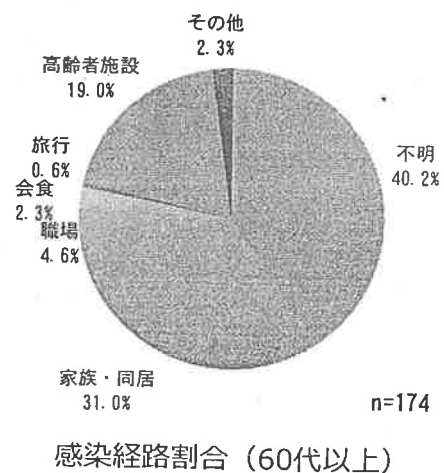
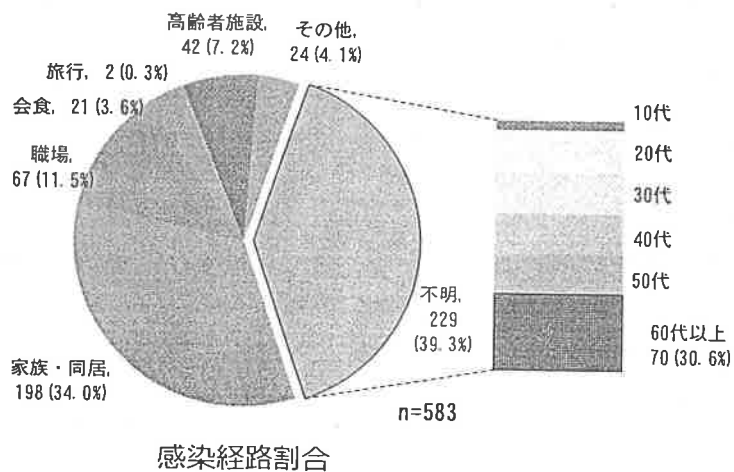
最近の感染の状況

1週間ごとの新規感染者数の推移

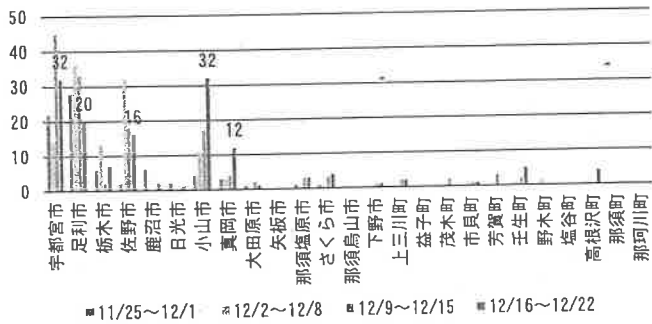


栃木県の最近の感染経路 (11/1~12/22)

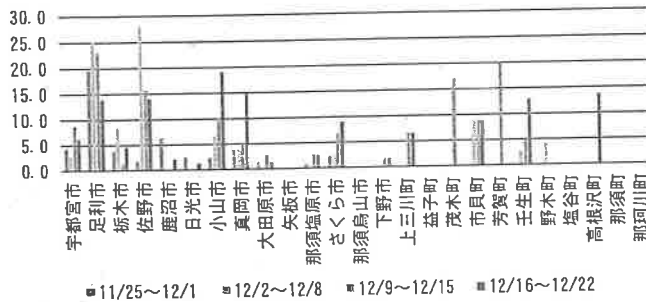
- 感染経路は、「不明」が最多 (全症例)
- 「不明」のうち60代以上の割合は30.6%
- 60代以上の感染経路は、「不明」が40.2%で最多
⇒ 幅広い場面での注意が必要



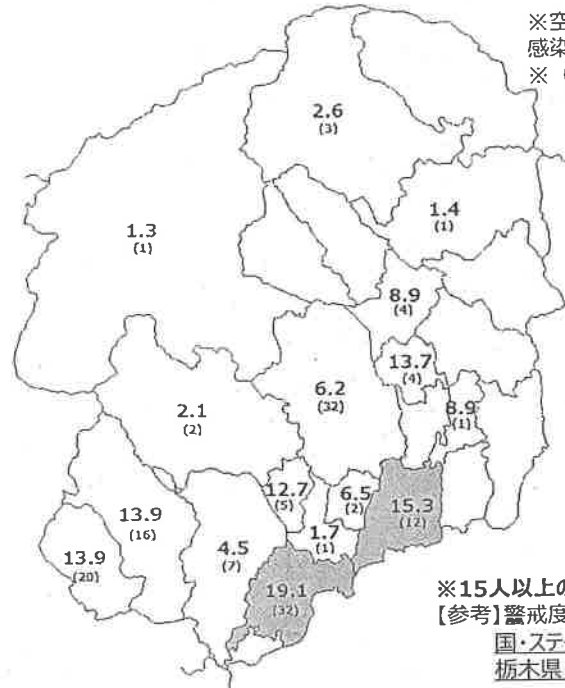
市町別人口10万人あたり1週間新規感染者数



1週間新規感染者数の推移 (実数)



人口10万人あたり1週間新規感染者数の推移



※空白は12/16~12/22の感染者ゼロ
※ () 内の数字は実数

※15人以上の市町を着色
【参考】警戒度レベルの基準値
国・ステージ3：15人以上
栃木県・特定警戒：5.2人以上

人口10万人あたり1週間新規感染者数 (12/16~12/22)

警戒度レベル「感染嚴重注意」における対応

※下線部が変更部分

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和2(2020)年12月10日(木)～令和3(2021)年1月31日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請 (特措法第24条第9項)

- ・マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
(飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり)
■特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請(大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛)
- ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控えるよう要請
- ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・感染拡大地域※への外出に関する要請
■感染拡大地域への不要不急の外出はできるだけ避けることを要請
■感染拡大地域への外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請
- ・ハイリスク者(高齢者、基礎疾患を有する方)は上記取組を特に徹底するとともに外出時の慎重な対応を要請

※感染拡大地域とは、Go To トラベル事業の除外や高齢者等の利用の自粛が呼びかけられている地域とする。
なお、令和2(2020)年12月28日から令和3(2021)年1月11日までの間は、令和2(2020)年12月27日時点で上記の対象になっていた地域とする。

●事業者に対する協力要請

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請(特措法第24条第9項)
- ・「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」の実施を要請(特措法第24条第9項)
- ・テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨

催物(イベント等)の開催に関する協力依頼については別途定める

●栃木県医療危機警報による注意喚起の実施(令和2(2020)年12月24日(木)～令和3(2021)年1月11日(月))

- ・不要不急の外出はできるだけ控える

医療提供の現状

療養者	253人
入院	134人
宿泊療養施設入所	30人
入院調整中（自宅療養含む）等	89人

※12月23日0時現在

栃木県 医療危機警報

令和2(2020)年12月24日(木)～

令和3(2021)年1月11日(月)

医療危機を回避するために

○ 確保病床の拡充

病床数 313床 → 317床

うち重症病床数 41床 → 46床

○ 宿泊療養の受入体制の強化

- ① 宿泊療養の（直入）受入対象の拡大
- ② 県南における宿泊療養施設の開設

○ 県民・事業者へ感染防止対策の徹底を要請

現在の要請内容

項目	感染嚴重注意	
	「特定警戒」への移行を防ぐ要請	
県民への要請	<ul style="list-style-type: none"> > マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請 > 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請 (飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり) ■ 特に、感染リスクが高い場面を避けることを要請 (大人数・長時間の飲食・飲酒の自粛、マスクなしでの会話の自粛) > 体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控えるよう要請 > 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請 > 感染拡大地域への外出に関する要請 ■ 感染拡大地域への不要不急の外出はできるだけ避けることを要請 ■ 感染拡大地域への外出時は、感染のリスクを避ける行動を要請 > ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するとともに外出時の慎重な対応を要請 	<ul style="list-style-type: none"> > マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請 > 感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請 (飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり) > 体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控えるよう要請 > 施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請 > ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底することを要請
事業者への要請	<ul style="list-style-type: none"> > 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請（特措法第24条第9項） > 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項） > テレワーク等の制度活用の推進、オンラインビジネスの推奨 	<ul style="list-style-type: none"> > 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底等、感染拡大防止のための適切な取組を要請 > 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請

医療危機を回避するために

【県民の皆様】

■ 年末年始の過ごし方に関するお願い

- 不要不急の外出はできるだけ控えてください
- 年末年始の帰省については慎重に検討してください
 - ▶ 感染拡大地域への帰省はできるだけ避けてください。
 - ▶ 県外からの帰省も含め、年末年始の帰省については、必要性をはじめ、混雑を避けるための時期、帰省先での感染防止対策について、御家族などと相談し、慎重に検討してください。
 - ▶ 特に、普段は一緒に過ごしていない親族・友人間での大人数・長時間の飲食・飲酒は自粛してください。
- 初詣は混雑する時期を避けてください
- 成人式は感染防止対策を徹底してください
 - ▶ 体調が悪い人は参加しないでください。
 - ▶ 会場やその周辺では密集をしないでください。
 - ▶ 式典の前後には、飲食を控えてください。（大人数・長時間の飲食・飲酒は自粛）

医療危機を回避するために

【事業者の皆様】

1 クラスター発生防止に向けた再点検

高齢者施設や同僚間のクラスターが発生しています。各事業者において、業界別のガイドラインを参考にしながら、自らの感染防止対策を再点検してください。

2 従業員の休暇取得の促進

従業員が、年末年始の移動時期を分散させ、混雑を避けやすくなるよう、休暇取得の促進を図ってください。

3 忘年会・新年会の開催は慎重に

大人数・長時間の飲食・飲酒を伴う忘年会・新年会の開催は、自粛をお願いします。

【Go To Eat事業等への対応（12/28から1/11までの間）】

- ▶ 新規食事券発行の一時停止
- ▶ 既に発行された食事券やオンライン飲食予約サイトで付与されたポイントの利用自粛の要請
- ▶ 県が発行した「とちぎ応援プレミアムチケット」について飲食店での利用自粛の要請

医療危機を回避するために

年末年始の受診方法

- ①発熱等の場合、まずはかかりつけ医等最寄りの医療機関に電話相談
- ②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は、受診・相談センター（コールセンター）に連絡 →診療・検査医療機関を案内します

受診・相談センター 0570-052-092

年末年始も
24時間対応

【参考】診療・検査体制の状況（12/23現在）

【診療・検査医療機関】	【行政検査委託医療機関】	【地域外来・検査センター】	【地方衛生研究所】
607カ所	380カ所	11カ所	県保健環境センター
発熱患者診療可能数	新型コロナ検査可能数		宇都宮市衛生環境試験所
9,569人	4,553件		新型コロナ検査(分析)可能数
			260件

